

○湖北環境衛生組合職員定数条例

〔令和4年3月28日〕
条例第1号

湖北環境衛生組合職員定数条例（昭和44年条例第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第172条第3項の規定に基づき、湖北環境衛生組合に勤務する一般職の職員（臨時的に任用される職員（臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。）を除く。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。ただし、休職者は、定数の外に置くことができる。

（職員の定数）

第2条 前条の職員の定数は、7人とする。

（職員定数の配分）

第3条 前条に掲げる職員定数の配分は、管理者が定める。

（定員外の臨時雇用）

第4条 任命権者は、前条に定める者のほか、予算の範囲内で臨時に所要人員を雇用することができる。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。